

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法第19条「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」をうけ、以下の感染症については、出席停止扱いとなります。

【学校において予防すべき感染症一覧】

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第三項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

【出席停止の手続き方法】

- ① 医師の診断がでた時、早急に「診断名」「休養に要する期間」を電話等で学校に連絡する。
- ② 医師から登校許可がでて登校した時、以下の書類を添えて保健室で出席停止の手続きをする。
 - ・インフルエンザの場合

『学校様式①-1 インフルエンザ罹患届出書』(別紙)に、保護者が「休むように指示された期間」などを記入し、受診したことを証明できるもの(領収書の写し、調剤明細書の写し等)を添付する。
 - ・新型コロナウイルス感染症の場合

『学校様式①-2 新型コロナウイルス感染症罹患届出書』(別紙)に、保護者が「休むように指示された期間」などを記入し、受診したことを証明できるもの(領収書の写し、調剤明細書の写し等)を添付する。
 - ・インフルエンザ、新型コロナウイルスウイルス感染症以外の学校において予防すべき感染症の場合

『学校様式② 証明書』(別紙)又は診断書に、医師に「休むように指示された期間」を記入してもらう。

インフルエンザの出席停止基準「発症後5日を経過、かつ解熱後2日を経過するまで」

例

発症	発症後					
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症 (発熱)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	
出席停止						登校可能

新型コロナウイルス感染症の出席停止基準「発症後5日を経過、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

例 「症状が軽快」とは、解熱や呼吸器症状の改善を指します。

発症	発症後					
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症	症状有	症状有	軽快 0日目	軽快 1日目	発症後 5日目	
出席停止						登校可能

* 病状は個人により異なるので、医師の診断に従ってください。